

介護技能実習制度について

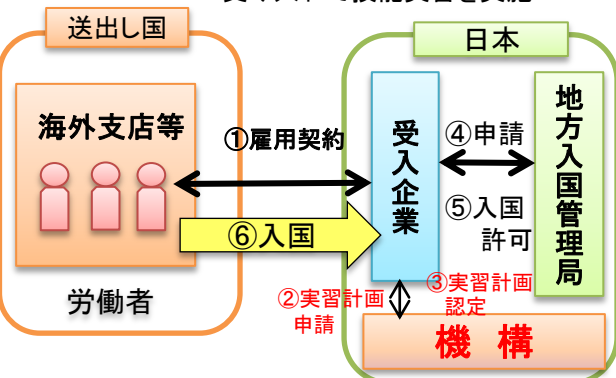
技能実習制度の仕組み（新制度の内容を含む。）

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約23万人在留している。
※平成28年末時点

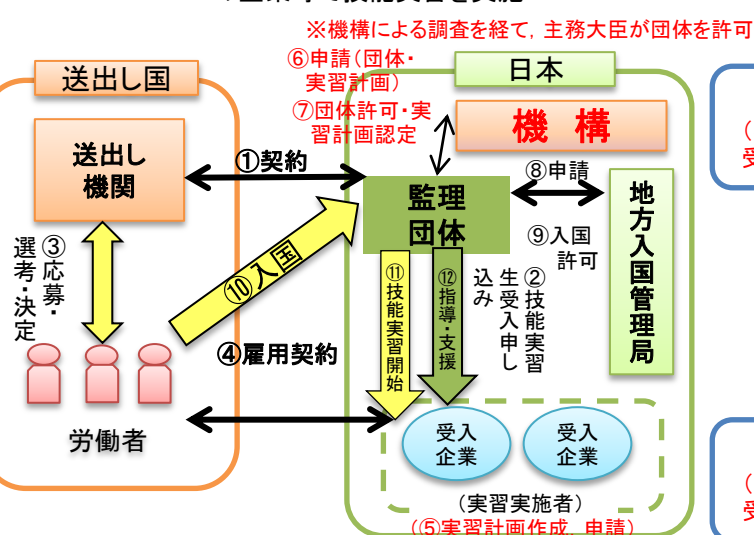
※新制度の内容は赤字

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

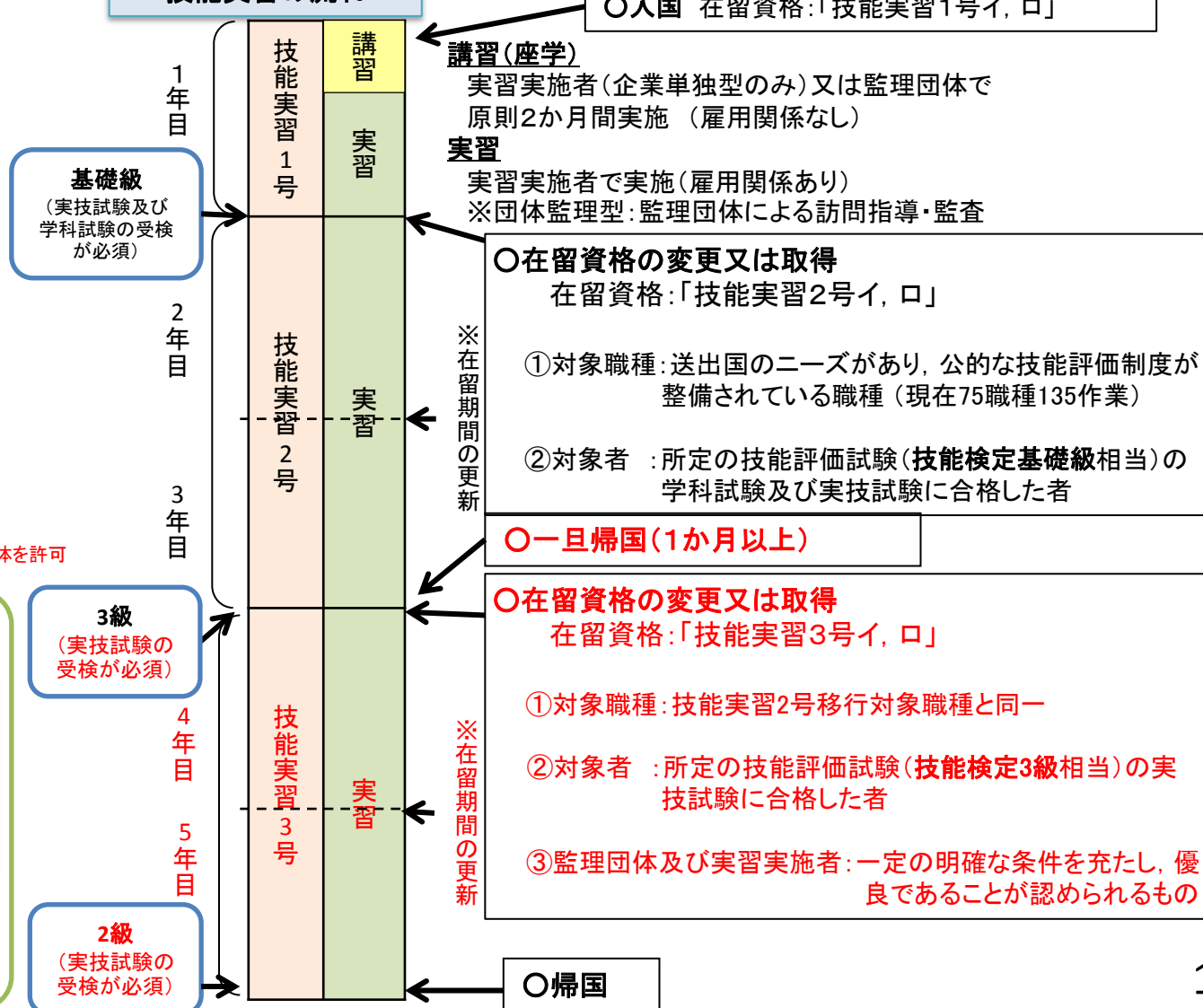
【企業単独型】日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



【団体監理型】非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



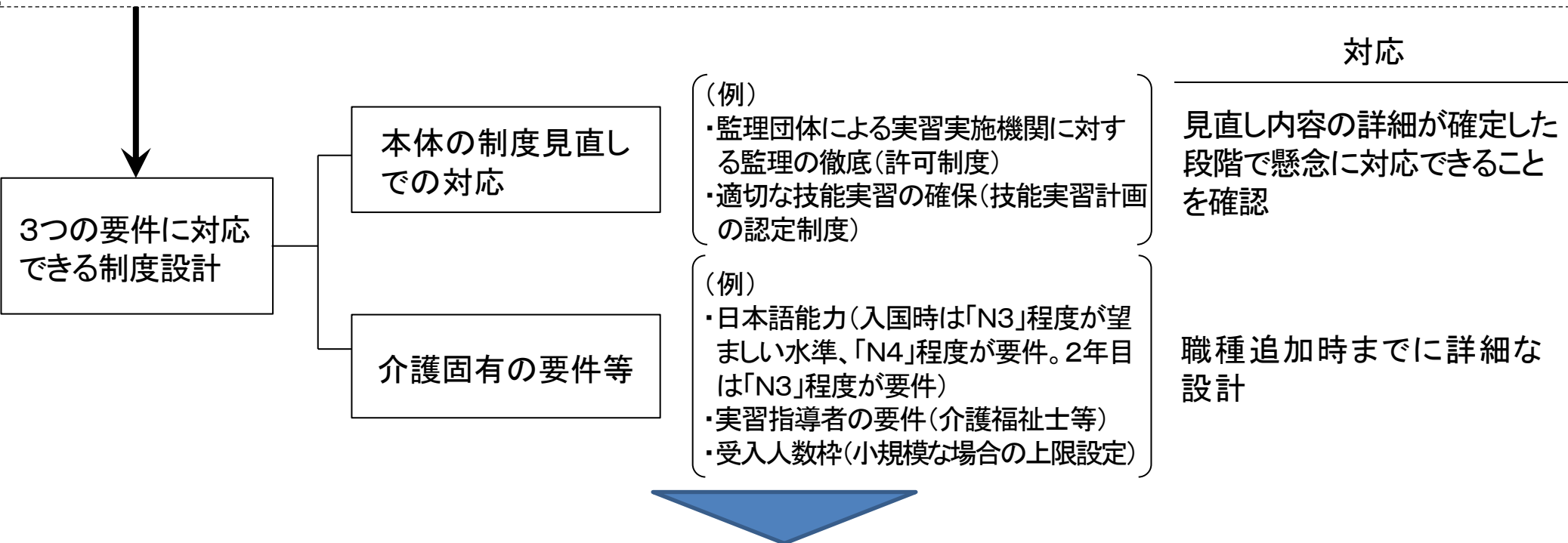
技能実習の流れ



介護職種の追加について

【基本的考え方】

- 外国人介護人材の受入れは、介護人材の確保を目的とするのではなく、技能移転という制度趣旨に沿って対応。
- 職種追加に当たっては、介護サービスの特性に基づく様々な懸念に対応するため、以下の3つの要件に対応できることを担保した上で職種追加。
 - ① 介護が「外国人が担う単純な仕事」というイメージとならないようにすること。
 - ② 外国人について、日本人と同様に適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること。
 - ③ 介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすること。



- 職種追加に向け、様々な懸念に対応できるよう、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」(平成27年2月4日)で示された具体的な対応の在り方に沿って、制度設計を進める。

技能実習制度への介護職種の追加に当たっての要件設定について

○ 介護の技能実習生の受入に当たっての要件は、下記の「外国人介護人材受入の在り方に関する検討会中間まとめ」(平成27年2月4日)での提言内容に沿って設定。

1. 移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化

一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころとからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする

- ・必須業務＝身体介護(入浴、食事、排泄等の介助等)
- ・関連業務＝身体介護以外の支援(掃除、洗濯、調理等)、間接業務(記録、申し送り等)
- ・周辺業務＝その他(お知らせなどの掲示物の管理等)

2. 必要なコミュニケーション能力の確保

- ・1年目(入国時)は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件
- ・入国後、OJTや研修等により、専門用語や方言等に対応

(参考)「N3」: 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる

「N4」: 基本的な日本語を理解することができる (日本語能力試験: 独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施)

3. 適切な公的評価システムの構築

- ・試験実施機関は、技能実習の新制度で求められる要件を満たす団体を選定

- ・各年の到達水準は以下のとおり

1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル

2年目 指示の下であれば、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル

3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル

5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

4. 適切な実習実施機関の対象範囲の設定

- ・「介護」の業務が現に行われている機関を対象とする(介護福祉士国家試験の実務経験対象施設)

ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない

- ・経営が一定程度安定している機関(原則として設立後3年を経過している機関)に限定

5. 適切な実習体制の確保

- ・受入れ人数の上限

小規模な受入機関(常勤職員数30人以下)の場合、常勤職員総数の10%まで

- ・受入れ人数枠の算定基準

「常勤職員」の範囲を「主たる業務が介護等の業務である者」に限定

- ・技能実習指導員の要件

介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等

- ・技能実習計画書

技能移転の対象項目ごとに詳細な作成を求める

- ・入国時の講習

専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ

6. 日本人との同等処遇の担保

「日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること」を徹底するため、以下の方策を講じる

- ・受入時 : 賃金規程等の確認

- ・受入後 : 訪問指導時の関係者のヒアリングや賃金台帳の確認、監理団体への定期報告

※EPAIにおける取組を参考に、監理団体による確認等に従わない実習実施機関は、技能実習の実施を認めないことも検討

7. 監理団体による監理の徹底

- ・技能実習制度本体の見直しによる、新制度に沿った監理の徹底を図る

技能実習生に関する要件

技能実習制度本体(主な要件)

- 18歳以上であること。
- 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること。
- 帰国後、修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- 企業単独型技能実習の場合にあっては、申請者の外国にある事業所又は申請者の密接な関係を有する外国の機関の事業所の常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。
- 団体監理型技能実習の場合にあっては、従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること。(※)
- 団体監理型技能実習の場合にあっては、本国の公的機関から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること。
- 同じ技能実習の段階に係る技能実習を過去に行っていないこと。

「介護」職種

＜技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。＞

- 技能実習生が次の要件を満たすこと。(日本語能力要件)

第1号技能実習 (1年目)	日本語能力試験のN4に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※1であること。
第2号技能実習 (2年目)	日本語能力試験のN3に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者※2であること。

【※1】日本語能力試験との対応関係が明確にされている日本語能力を評価する試験(例「J.TEST実用日本語検定」「日本語NAT-TEST」)における日本語能力試験N4に相当するものに合格している者

【※2】上記と同様の日本語能力試験N3に相当するものに合格している者

(※) 同等業務従事経験(いわゆる職歴要件)については例えば、以下の者が該当する。

- ・ 外国における高齢者若しくは障害者の介護施設又は居宅等において、高齢者又は障害者の日常生活上の世話、機能訓練又は療養上の世話等に従事した経験を有する者
- ・ 外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者
- ・ 外国政府による介護士認定等を受けた者

日本語能力試験：N1～N5認定の目安

レベル	認定の目安	
N1 幅広い場面で使われる日本語を理解することができる	読む	・幅広い話題について書かれた新聞の論説、評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。 ・さまざまな話題の内容に深みのある読み物を読んで、話の流れや詳細な表現意図を理解することができる。
	聞く	・幅広い場面において自然なスピードの、まとまりのある会話やニュース、講義を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握したりすることができる。
N2 日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面では使われる日本語をある程度理解することができる	読む	・幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる。 ・一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができる。
	聞く	・日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。
N3 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる	読む	・日常的な話題について書かれた具体的な内容を表す文章を、読んで理解することができる。 ・新聞の見出しなどから情報の概要をつかむことができる。 ・日常的な場面で目にする範囲の難易度がやや高い文章は、言い換え表現が与えられれば、要旨を理解することができる。
	聞く	・日常的な場面で、やや自然に近いスピードのまとまりのある会話を聞いて、話の具体的な内容を登場人物の関係などとあわせてほぼ理解できる。
N4 基本的な日本語を理解することができる	読む	・基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を、読んで理解することができる。
	聞く	・日常的な場面で、ややゆっくりと話される会話であれば、内容がほぼ理解できる。
N5 基本的な日本語をある程度理解することができる	読む	・ひらがなやカタカナ、日常生活で用いられる基本的な漢字で書かれた定型的な語句や文、文章を読んで理解することができる。
	聞く	・教室や、身の回りなど、日常生活の中でもよく出会う場面で、ゆっくり話される短い会話であれば、必要な情報を聞き取ることができる。

前職要件（省令第10条第2項第3号ホについて）

団体監理型技能実習の場合は、技能実習生は、日本において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は団体型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があることが必要です。（省令第10条第2項第3号ホ）

本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること

「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること」については、日本において行おうとする技能実習において中心的に修得等しようとする技能等について送出国で業務として従事した経験を有することを求めるものです。ただし、送出国で業務として従事していた業務の名称が形式的に同一であることまでを求めるものではありません。

団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること

以下①から③までの場合が該当します。

① 実習実施者又は監理団体と送出国との間の技術協力上特に必要があると認められる場合

実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間で技能実習制度を活用して人材育成を行う旨の協定等に基づき、技能実習を行わせると認められる場合です。この場合、実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間の技術協力上の必要性を立証する資料を提出することが必要になります。

② 教育機関において同種の業務に関連する教育課程を修了している場合（修了見込みの場合も含む。）

教育機関の形態は問いませんが、教育を受けた期間については6か月以上であることが必要です。この場合、以下の資料を全て提出することが必要となります。

- ・ 教育機関と実習実施者、監理団体又は外国の送出機関との間において締結された協定書の写し（教育機関の修了生に対し日本での技能実習を行うことを支援する内容が定められたものに限る。）
- ・ 教育機関の概要を明らかにする書類（同種の業務に関連する分野の教育を行っていることが分かる書類に限る。）
- ・ 技能実習生が当該教育機関において関連する教育課程を修了したことを証明する書類（修了見込みの証明も含む。）

③ 技能実習生が技能実習を行う必要性を具体的に説明でき、かつ、技能実習を行うために必要な最低限の訓練を受けている場合

当該技能実習を行う必要性を具体的に説明できる場合とは、

- ・ 家業を継ぐことになり、当該分野の技能実習を行う必要性が生じた場合
- ・ 本国で急成長している分野での就業を希望し、そのために当該分野での技能実習を行う必要性が生じた場合

などをいいます。この場合は、技能実習生に技能実習を行う必要性について具体的に記載させた理由書を提出することが必要となります。

また、技能実習を行うために必要な最低限の訓練としては、2か月以上の期間かつ320時間以上の課程を有し、そのうち1か月以上の期間かつ160時間以上の課程が本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識の科目に充てられた入国前講習などが該当します。

技能実習制度本体(主な要件)

- 技能実習を行わせる事業所ごとに、申請者又はその常勤の役員若しくは職員であって、自己以外の技能実習指導員、生活指導員その他の技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める講習を修了したものの中から、技能実習責任者を選任していること。
- 技能実習の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であって、修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有するものの中から技能実習指導員を1名以上選任していること。
- 技能実習生の生活の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者の中から生活指導員を1名以上選任していること。
- 技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと。

「介護」職種

＜技能実習制度本体の要件に加えて、以下の要件を満たす必要がある。＞

- 技能実習指導員のうち1名以上は、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者(※看護師等)であること。
- 技能実習生5名につき1名以上の技能実習指導員を選任していること。
- 技能実習を行わせる事業所が、介護等の業務(利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。)を行うものであること。《p8参照》
- 技能実習を行わせる事業所が、開設後3年以上経過していること。
- 技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況下での業務又は緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあっては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。
(※)具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
- 技能実習を行う事業所における技能実習生の数が一定数を超えないこと。《p9参照》
- 入国後講習については、基本的な仕組みは技能実習法本体によるが、日本語学習(240時間(N3程度取得者は80時間。))と介護導入講習(42時間)の受講を求めることとする。また、講師に一定の要件を設ける。《p10～12参照》

児童福祉法関係の施設・事業
知的障害児施設
自閉症児施設
知的障害児通園施設
盲児施設
ろうあ児施設
難聴幼児通園施設
肢体不自由児施設
肢体不自由児通園施設
肢体不自由児療護施設
重症心身障害児施設
重症心身障害児（者）通園事業
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関（国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの）
児童発達支援
放課後等デイサービス
障害児入所施設
児童発達支援センター
保育所等訪問支援
障害者総合支援法関係の施設・事業
障害者デイサービス事業（平成18年9月までの事業）
短期入所
障害者支援施設
療養介護
生活介護
児童デイサービス
共同生活介護（ケアホーム）
共同生活援助（グループホーム）
自立訓練
就労移行支援
就労継続支援
知的障害者援護施設（知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通所寮・知的障害者福祉工場）
身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場）
福祉ホーム
身体障害者自立支援
日中一時支援

生活サポート
経過的デイサービス事業
訪問入浴サービス
地域活動支援センター
精神障害者社会復帰施設（精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場）
在宅重度障害者通所援護事業（日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る）
知的障害者通所援護事業（全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る）
居宅介護
重度訪問介護
行動援護
同行援護
外出介護（平成18年9月までの事業）
移動支援事業
老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業
第1号通所事業
老人デイサービスセンター
指定通所介護（指定療養通所介護を含む）
指定地域密着型通所介護
指定介護予防通所介護
指定認知症対応型通所介護
指定介護予防認知症対応型通所介護
老人短期入所施設
指定短期入所生活介護
指定介護予防短期入所生活介護
養護老人ホーム※1
特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）
軽費老人ホーム※1
ケアハウス※1
有料老人ホーム※1
指定小規模多機能型居宅介護※2
指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2
指定複合型サービス※2
指定訪問入浴介護

※1 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。）、介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。）を行う施設を対象とする。
※2 訪問系サービスに従事することは除く。
※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。

指定介護予防訪問入浴介護
指定認知症対応型共同生活介護
指定介護予防認知症対応型共同生活介護
介護老人保健施設
指定通所リハビリテーション
指定介護予防通所リハビリテーション
指定短期入所療養介護
指定介護予防短期入所療養介護
指定特定施設入居者生活介護
指定介護予防特定施設入居者生活介護
指定地域密着型特定施設入居者生活介護
サービス付き高齢者向け住宅※3
第1号訪問事業
指定訪問介護
指定介護予防訪問介護
指定夜間対応型訪問介護
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
生活保護法関係の施設
救護施設
更生施設
その他の社会福祉施設等
地域福祉センター
隣保館デイサービス事業
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
ハンセン病療養所
原子爆弾被爆者養護ホーム
原子爆弾被爆者デイサービス事業
原子爆弾被爆者ショートステイ事業
労災特別介護施設
原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業
家政婦紹介所（個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限る）
病院又は診療所
病院
診療所

技能実習生の人数枠

受け入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）した数を超えることができない。

<団体監理型の場合>

事業所の 常勤介護職員の総数	一般の実習実施者		優良な実習実施者	
	1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
1	1	1	1	1
2	1	2	2	2
3～10	1	3	2	3～10
11～20	2	6	4	11～20
21～30	3	9	6	21～30
31～40	4	12	8	31～40
41～50	5	15	10	41～50
51～71	6	18	12	51～71
72～100	6	18	12	72
101～119	10	30	20	101～119
120～200	10	30	20	120
201～300	15	45	30	180
301～	常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員の 20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3

※ 法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業単独型技能実習も同様。

<企業単独型の場合>

	一般の実習実施者		優良な実習実施者	
	1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
	常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員の 20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3

入国後講習の教育内容と時間数について

○ 介護においては、基本的には、技能実習制度本体の仕組みによるが、日本語と介護導入講習については、以下の内容によることとする。（入国前講習を行った場合には、内容に応じて時間数を省略できる。）

講習内容	
科目※	時間数
日本語【詳細は①】	240
介護導入講習【詳細は②】	42
法的保護等に必要情報	8※ ¹
生活一般	—
総時間数	320※ ¹

（※1）技能実習制度本体上定められているもの。
総時間数については、第1号技能実習の予定
時間全体の1/6（入国前講習を受けた場合は
1/12）以上とされている。（320時間については
目安として記載。）

①日本語	
教育内容	時間数（※ ² ）
総合日本語	100（90）
聴解	20（18）
読解	13（11）
文字	27（24）
発音	7（6）
会話	27（24）
作文	6（5）
介護の日本語	40（36）
合計	240

（※2）日本語科目の各教育内容の時間数につい
ては上記を標準として、設定。（）内に記載した
時間数が最低限の時間数として求められる。

②介護導入講習	
教育内容	時間数
介護の基本Ⅰ・Ⅱ	6
コミュニケーション技術	6
移動の介護	6
食事の介護	6
排泄の介護	6
衣服の着脱の介護	6
入浴・身体の清潔の介護	6
合計	42

N3程度以上を有する技能実習生については、①日本語のうちの「発音」「会話」「作文」「介護の日本語」について合計で80時間以上の受講を要件とする。各教育内容の時間数については、上記と同様。

日本語(※)	○ 大学又は大学院で日本語教育課程を履修し、卒業又は修了した者 ○ 大学又は大学院で日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得して卒業又は修了した者 ○ 日本語教育能力検定試験に合格した者 ○ 学士の学位を有し、日本語教育に関する研修で適当と認められるものを修了したもの ○ 海外の大学又は大学院で日本語教育課程を履修し、卒業又は修了した者 ○ 学士の学位を有する者であって、技能実習計画の認定の申請の日から遡り3年以内の日において日本語教育機関で日本語教員として1年以上従事した経験を有し、かつ、現に日本語教育機関の日本語教員の職を離れていないもの
--------	--

(※)「日本語教育機関の告示基準」(法務省入国管理局平成28年7月22日策定)、「日本語教育機関の告示基準解釈指針」に示されている在留資格「留学」による留学先として認められる日本語教育機関の講師の要件を基にしている。

介護導入講習	○ 介護福祉士養成施設の教員として、介護の領域の講義を教授した経験を有する者 ○ 福祉系高校の教員として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者 ○ 実務者研修の講師として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者 ○ 初任者研修の講師として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者 ○ 特例高校の教員として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者
--------	---

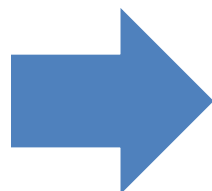
入国前講習について

- 技能実習制度本体において、1か月以上の期間かつ160時間以上の入国前講習を行えば、入国後講習は1か月に短縮可能とされている。
- 介護職種については、日本語科目について240時間以上（N3取得者の場合は80時間以上）、介護導入講習について42時間以上の講義を行う必要があるが、入国前講習において、各科目について所定の時間数の2分の1以上の時間数の講義を行った場合には、入国後講習において2分の1を上限として各科目の時間数を短縮できる。
（各教育内容については講義を行った時間数の分だけ短縮可能。）
- 入国後講習の時間数を短縮する場合については、入国前講習における教育内容と講師が入国後講習と同様の要件（p10、p11参照）を満たしている必要がある。ただし、入国前講習の日本語科目の講義については、「外国の大学又は大学院を卒業し、かつ、申請の日から遡り3年以内の日において外国における日本語教育機関の日本語教員として1年以上の経験を有し、現に日本語教員の職を離れていない者」も講師として認められる。

<入国後講習の一部を免除する場合の具体例>

【入国前】（※総合日本語、聴解、読解、文字を行う場合）

科目	時間数
総合日本語	70
聴解	20
読解	10
文字	20
発音	0
会話	0
作文	0
介護の日本語	0
合計	120



【入国後】

科目	時間数
総合日本語	30(100)
聴解	0(20)
読解	3(13)
文字	7(27)
発音	7
会話	27
作文	6
介護の日本語	40
合計	120

()内の時間数は告示で標準として示した時間数

技能実習制度本体(主な要件)

- 次に掲げる本邦の営利を目的としない法人であること。
 - (1)商工会議所※ (2)商工会※ (3)中小企業団体※ (4)職業訓練法人 (5)農業協同組合※ (6)漁業協同組合※
 - (7)公益社団法人 (8)公益財団法人
 - (9)その他、監理事業を行うことについて特別の理由があり、かつ、重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いているもの。
- ※ その実習監理を受ける実習実施者が当該団体の会員である場合に限る。
- 技能実習計画の作成の指導に当たっては、適切かつ効果的に技能等を修得等をさせる観点からの指導については、修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員にこれを担当させること。

「介護」職種

<以下の要件を満たす必要がある。>

- 次のいずれかに該当する法人であること。
 - ① 商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人、公益社団法人又は公益財団法人
 - ※ 技能実習制度本体上、商工会議所、商工会、中小企業団体の場合は、その実習監理を受ける介護職種の実習実施者が組合員又は会員である場合に限る。
 - ② 当該法人の目的に介護事業の発展に寄与すること等が含まれる全国的な医療又は介護に従事する事業者から構成される団体(その支部を含む。)であること。
- その役職員に介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等(※看護師等)がいるものであること。
- 「介護」職種における第3号技能実習の実習監理及び受入人数枠拡大の可否(いわゆる「介護」職種における優良要件)は、「介護」職種における実績等を基に判断すること。《p15参照》

監理団体の許可・技能実習計画の認定等に係る手順について

監理団体の許可

監理団体
(事業協同組合等)

監理団体の許可申請



団体の体制等を予備審査

○許可基準に適合すること

- ・ 監理事業を適正に行う能力を有すること
- ・ 外部役員の設置又は外部監査の措置を行っていること など

○欠格事由に該当しないこと

- ・ 一定の前科がないこと。
- ・ 5年以内に許可取消しを受けていないこと
- ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）
へ報告

主務大臣

監理団体の許可

技能実習計画の認定手続へ

技能実習計画の認定等

実習実施者
+ 監理団体

技能実習計画の作成



実習実施者

技能実習計画の認定申請



計画の内容や受入体制の適正性等を審査

○認定基準に適合すること

- ・ 実習生の本国において修得等が困難な技能等であること
- ・ 1号又は2号の技能実習計画で定めた技能検定又は技能実習評価試験に合格していること(2号又は3号の計画認定時) など

○欠格事由に該当しないこと

- ・ 一定の前科がないこと。
- ・ 5年以内に認定取消しを受けていないこと
- ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

技能実習計画の認定

実習生
(監理団体が代理)

在留資格認定証明書の交付申請等



法務大臣（地方入管局）

在留資格認定証明書の交付等

※

※ 新規に入国する場合等は
日本大使館等へ査証申請が
必要

実習生の受入れ

介護職種の技能実習生の受入れに向けたスケジュール

主な事項	日付
職種追加の省令・介護固有要件を定める告示の公布	9月29日（金）
介護職種の監理団体の許可申請の開始 ※外国人技能実習機構 本部 監理団体部審査課にて受付	
①介護職種を含む監理団体の許可を新規で申請する場合	10月16日（月）
②既に監理団体の許可を申請しており、介護職種を追加する場合（＊）	10月16日（月）
介護職種の技能実習計画認定申請の開始 ※外国人技能実習機構 地方事務所・支所 認定課にて受付	11月1日（水）

＊ 許可申請をされた時期によっては、当初申請された内容に基づき許可証明書を公布した上で、改めて介護職種を含む許可証を公布する場合があります。

施行日 平成29年11月1日

※詳細については、外国人技能実習機構ホームページに後日公開予定。

技能実習計画の認定申請、在留資格認定証明書交付申請及び査証申請の審査期間を考慮すると、技能実習計画の認定申請を行ってから、おおむね4か月後から受入れが可能となります。

外国人技能実習機構の組織と所掌事務

主務大臣(法務大臣, 厚生労働大臣)

事務の委任,
監督

報告

本部事務所

東京都港区港南一丁目6番31号 品川東急ビル8階

理事長

(主務大臣が任命)

理事

(3人以内)
(理事長が主務大臣の
認可を受けて任命)

監事

(2人以内)
(主務大臣が任命)

総務部

国際部

監理団体部

技能実習部

地方事務所 (次頁の表を参照)

組織形態

- 認可法人(発起人が設立を発起し、主務大臣が設立を認可)

所掌事務

- 技能実習計画の認定
- 監理団体の許可に関する調査
- 実習実施者の届出の受理
- 実習実施者・監理団体に対する報告徴収, 実地検査等
 - ・ 監理団体(約1,900団体)への実地検査を年1回実施
 - ・ 実習実施者(約3万5千社)への実地検査を実施(3年間で全数を網羅)
- 技能実習に関する各種報告(監理団体からの監査報告, 技能実習実施困難時の報告, 実習実施者からの実施状況報告等)の受理
- 技能実習生の相談対応・援助・保護
- 技能実習に関する調査・研究

外国人技能実習機構の地方事務所

地方事務所 全国13か所(本所8か所・支所5か所)

名称	所在地	担当地区
札幌事務所	北海道札幌市中央区北4条東2-8-2 マルイト北4条ビル5階	北海道
仙台事務所	宮城県仙台市青葉区一番町2-4-1 仙台興和ビル12階	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東京事務所	東京都港区港南1-6-31 品川東急ビル8階	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
水戸支所	茨城県水戸市大町1-2-40 朝日生命水戸ビル3階	茨城県
長野支所	長野県長野市南長野末広町1361 ナカジマ会館ビル6階	新潟県、長野県
名古屋事務所	愛知県名古屋市中区栄4-15-32 日建・住生ビル5階	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
富山支所	富山県富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル12階	富山県、石川県、福井県
大阪事務所	大阪府大阪市中央区高麗橋4-2-16 大阪朝日生命館3階	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
広島事務所	広島県広島市中区大手町3-1-9 広島共立ビル3階	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
高松事務所	香川県高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル7階	徳島県、香川県
松山支所	愛媛県松山市三番町7-1-21 ジブラルタ生命松山ビル2階	愛媛県、高知県
福岡事務所	福岡県福岡市博多区古門戸町1-1 日刊工業新聞社西部支社ビル7階	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県
熊本支所	熊本県熊本市中央区花畑町1-7 MY熊本ビル2階	熊本県、宮崎県、鹿児島県

介護職種の技能実習制度に関するHPについて

- 介護職種の技能実習制度の関係法令や介護固有要件の概要、技能実習計画のモデル例等については、厚生労働省HP(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147660.html>)で公表しております。
- 介護職種における監理団体の許可申請手続きや技能実習計画の認定申請手続き、申請様式については、外国人技能実習機構のHP(<http://www.otit.go.jp/>)で公表しております。